

令和7年度南魚沼市紙おむつ給付事業のご利用について

1 利用要件

●給付対象者

次の条件の①を満たしたうえで、②または③に該当する方が給付対象者となります。

- ① 65歳以上かつ、要介護1以上の方であり、市内に在宅で紙おむつを必要としている方
- ② 世帯構成員（別世帯扶養・生計を一にする方も含む）の市・県民税が非課税の世帯
- ③ 世帯構成員の市・県民税が均等割課税のみの世帯

●給付限度額

限度額	利用世帯の課税状況
8,000円まで	市・県民税 非課税世帯
4,000円まで	市・県民税 世帯構成員の課税額が均等割課税のみの世帯

2 新規申請手続き

- ① 紙おむつ等の選定（給付限度額内で『南魚沼市 紙おむつ給付事業（配達サービス）給付対象商品一覧』から選定）



- ② 『紙おむつ給付（新規・再開）申請届出書』に必要事項を記入



- ③ 毎月末日（土日、祝日の場合は前営業日）までに提出

※ただし、5月および1月給付開始分の締切りはゴールデンウィークおよび年末年始のため変更する場合があります。



- ④ 審査結果については、決定通知書によりお知らせします。

3 給付される紙おむつの種類等

『南魚沼市 紙おむつ給付事業（配達サービス）給付対象商品一覧』をご覧ください。

※『各種届出書』、『給付対象商品一覧』は、各庁舎の窓口で受け取ることができるほか、南魚沼市のホームページからダウンロードすることも可能です。

〔健康・福祉＞福祉・介護＞高齢者＞在宅福祉サービス＞高齢者への紙おむつ支給〕

4 給付（配達）の方法

- ・毎月上旬に、市役所より委託を受けた事業者が、紙おむつをご自宅に配達いたします。
 - ・配達した際に紙おむつの受領の確認をいたしますので、押印または署名をお願いいたします。
- なお、配達時に不在であった場合は、紙おむつを仮置きし、後日、配達業者より電話にて受領確認いたしますので、ご協力をお願いいたします。

5 停止していたが、再開したい場合

『紙おむつ給付(新規・**再開**)申請届出書』を毎月末日までに提出(土日、祝日の場合は前営業日)

※ただし、5月および1月給付開始分の締切りはゴールデンウィークおよび年末年始のため変更する場合があります。

※審査結果については、決定通知書によりお知らせします。

6 給付中の紙おむつのサイズ・種類・数量の変更をしたい場合

『紙おむつ給付(変更)届出書』を毎月末日までに提出(土日、祝日の場合は前営業日)

※ただし、5月および1月給付開始分の締切りはゴールデンウィークおよび年末年始のため変更する場合があります。

※『各種届出書』、『給付対象商品一覧』は、各庁舎の窓口で受け取ることができるほか、南魚沼市のホームページからダウンロードすることも可能です。

〔健康・福祉>福祉・介護>高齢者>在宅福祉サービス>高齢者への紙おむつ支給〕

【提出先】

- ・ 市役所本庁舎 介護高齢課 長寿いきいき係

- ・ 大和庁舎・塩沢庁舎の各市民センター窓口

※担当のケアマネジャーに提出をお願いすることも可能です。

7 紙おむつ給付を停止する場合

① 利用者が1カ月以上入院または、施設入所した場合

南魚沼市の紙おむつ給付事業は、市内に住所を有し、市内に居住している方を対象としております。入院や施設入所等で在宅でなくなった場合は、給付対象となりません。ご自宅に戻られるまでは一時給付を停止いたしますので、下記までご連絡ください。

② 介護度が要支援1、要支援2へ変更となった場合、認定の有効期限が切れてしまった場合

要支援1、要支援2の方、もしくは認定が切れてしまった方は、給付の対象者となりません。給付を停止させていただきますので、下記までご連絡ください。

③ 紙おむつの在庫が多くなってしまった場合

紙おむつの在庫が多くなってしまった場合も一時給付を停止することができますので、下記までご連絡ください。なお、不要になった紙おむつの回収は行っておりません。

【お問い合わせ先】

市役所本庁舎 介護高齢課 長寿いきいき係 ☎773-6675

※紙おむつの給付内容を確認したい場合もこちらへご連絡ください。